

## 大田区子どもの学習・生活支援事業運営業務委託（単価契約）事業者募集要領

### 1 件名

大田区子どもの学習・生活支援事業運営業務委託（単価契約）

### 2 目的

本事業は、生活困窮者自立支援法に基づき、各年代の子どもの課題に応じた学習及び生活支援等を提供することで、いわゆる貧困の連鎖を断ち切ることを目的として実施する。

### 3 委託内容

#### (1) 中学生に対する学習支援

自宅に学習する環境がない児童などに対して学習する場を提供し、基礎学力の定着と高校進学を目指す。

#### (2) 中学生に対する居場所の提供

居場所の提供を通じて、日常生活習慣の形成・社会性の育成等を行う。

#### (3) 中学生の早期支援

学習習慣や生活環境に困難を抱えている子どもを対象に、学習支援・生活支援を実施することで自己肯定感の醸成と学習や生活への意欲を培う。

#### (4) 高校生の中退防止支援

学校や家庭に関する相談のできる場の提供や、基礎的な勉強をサポートすることで、中途退学を防ぐ。

#### (5) 高校中退者等に対する学びなおし支援

中学卒業後、高校に進学していない者、若しくは、高校進学後に中途退学した者に対して学びなおしの支援を実施することで、進路の選択肢を広げる。

#### (6) その他関連業務

詳細は、別紙「仕様書（案）」を参照のこと。

### 4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※契約は単年度限り。1年度ごとの契約を2回更新の可能性あり。ただし、当該年度の予算措置、前年度までの履行状況及び事業の継続見直し等の条件により、契約を保証するものではありません。

### 5 履行場所

区内4か所の会場で実施する。

(1) 区が提案する会場、又は、受託者が用意する会場のいずれかで実施すること。

(2) 会場は、原則大森地区、調布地区、蒲田地区、糀谷・羽田地区に各1会場とすること。

(3) 受託者が用意する会場で実施する際は、別途協議の上、区の承諾を得ること。

### 6 概算経費

未定（上限あり）

なお、本件は最低制限価格を導入する。また、本事業は予算成立前の募集となるため、予算案が可決しなかった場合は実施しない。

### 7 選定方法

- (1) 公募型プロポーザル方式により、第一次審査（書類選考）及び第二次審査（プレゼンテーション審査）で選定する。
- (2) 第一次審査は提出書類について応募内容の審査を行う。
- (3) 第二次審査は第一次審査を通過した事業者（3者以内）に対し、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。  
審査結果については、第一次審査の結果を令和6年11月下旬、第二次審査の結果を令和7年1月中旬に文書にて通知する。なお、審査結果内容についての質問は一切受け付けない。
- (4) 審査結果により総合点の最も高い者及び次点の者の2者を選定する。
- (5) 審査結果は大田区契約担当課に本業務の委託について推薦する事業者（契約先候補予定者）を選定するものであり、契約締結決定は契約担当課において行う。なお、本要領9に掲げる応募資格を喪失した場合は契約できないものとする。
- (6) 総合点の最も高い者が応募資格を喪失した場合は、次点の者と契約する。

## 8 評価内容

以下の評価項目にて、「大田区子どもの学習・生活支援事業運営業務委託（単価契約）事業者選定委員会設置要綱」で定める選定委員会が行う。

### (1) 第一次審査

#### ア 業務評価

No.	審査内容	評価項目
1	全体評価	事業目的を理解し、事業者の特性を活かす区の求めている仕様の提案内容等
2	支援実績	経済的に困窮した世帯の子どもへの学習支援に関する支援実績等
3	運営取組	事業の管理体制及び責任者配置等
4	教育・研修	従事者に対する教育・研修の体制等
5	個人情報保護	個人情報保護の考え方や実施体制等
6	危機管理体制	トラブル時の職員体制や対応策等
7	連携体制	他の支援機関との連携体制等
8	中学生の学習支援	学習支援・生活支援・相談支援内容等
9	居場所の提供	子どもの居心地の良い居場所の提供内容等
10	中学生の早期支援	学習支援・生活支援・相談支援内容等
11	高校生の中退防止支援	学習支援・相談支援内容等
12	高校中退者等に対する学びなおし支援	学習支援・相談支援内容等

#### イ 価格評価

No.	審査内容	評価項目
1	費用対効果	経費見積額の妥当性

(2) 第二次審査（第一次審査結果及びプレゼンテーション評価の総合審査）

ア プレゼンテーション評価

No.	審査内容
1	プレゼンテーション
2	質疑応答
3	全体評価

(3) 財務諸表の評価

No.	審査内容
1	財務状況の安全性、収益性等

## 9 応募資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 法人税、消費税、地方消費税及び法人事業税等を滞納していないこと。
- (3) 区内に本部、事業所等を有する法人であること。若しくは、東京23区内において同様の事業実績がある法人であること（NPO法人、社会福祉法人、学校法人、企業等を含む）。
- (4) プロポーザル申込者又はその役員等が以下の項目に該当していないこと。
  - ア 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する場合
  - イ 暴力団員を雇用している場合
  - ウ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる場合
  - エ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる場合
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

## 10 配付書類等

**応募される法人のご担当者様は、必ず来所の上書類を受け取ってください。また、その際に事業説明を実施します(来所の際は前日までに必ず連絡をお願いします。)**

- (1) 配付書類
  - ア 仕様書（案）
  - イ 応募提出書類一式
  - ウ 個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項
- (2) 配付期間  
令和6年10月1日（火）から令和6年11月1日（金）まで（土、日、祝日を除く）  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）
- (3) 配付場所  
大田区福祉部蒲田生活福祉課  
大田区蒲田本町二丁目1番1号 蒲田地域庁舎1階  
電話 03-6715-7015

## 11 応募提出書類

No.	提出書類	様式
1	大田区子どもの学習・生活支援事業運営業務委託に係るプロポーザル応募について	様式 1
2	法人概要 (事業経歴、法人の概要、受託実績のわかる資料)	様式 2
3	子どもの学習支援に関する事業実績書	様式 3
4	運営取組及び教育・研修について	様式 4
5	個人情報保護について	様式 5
6	危機管理体制について	様式 6
7	連携体制について	様式 7
8	中学生の学習支援について	様式 8
9	居場所の提供について	様式 9
10	中学生の早期支援について	様式 10
11	高校生の中退防止支援について	様式 11
12	高校中退者等に対する学びなおし支援について	様式 12
13	経費見積書	様式 13
14	財務書類 <b>【社会福祉法人等】</b> 直近 3 年間の事業報告書 ①資金収支計算書 ②事業活動収支計算書 ③貸借対照表 ④財産目録 <b>【NPO 法人】</b> 直近 3 年間の事業報告書 ①貸借対照表 ②収支計算書 ③財産目録 ④収益事業に関する書類 (損益計算書、利益処分計算書) <b>【株式会社】</b> 直近 3 年間の決算書 ①損益計算書 ②貸借対照表 ③株主資本等変動計算書 ④附属明細書個別注記書 <b>【共通】</b> ①直近 3 年間の法人税、法人事業税及び消費税の納税証明書 ②直近 3 年間の法人税及び消費税の確定申告書の写し (勘定科目内訳書を含む) ③直近 2 年間の事業計画書 (予算書を含む) ④履歴事項全部証明書 (登記簿謄本) ⑤直近 3 年間の決算書の注記 ⑥直近 3 年間の固定資産の増減内訳のデータ ⑦直近 3 年間の減価償却費累計額データ ⑧直近 3 年間の売上 (あるいは営業収入) の種類別内訳書	
15	辞退届 (辞退の場合のみ)	様式 14
16	質問票	様式 15

## 注意事項

- (1) 各書類の提出部数は正本1部（社印及び代表者印を押印）、副本7部（**提出する副本は、法人を特定できる情報（社名、代表者名、会社ロゴ等）を必ず消去すること。写真等を添付する場合も同様**）の合計8部用意すること。ただし、「No.14」の財務関係書類は、正本1部、副本1部の合計2部用意すること。
- (2) 提出書類には通しページ番号を付けて提出すること。
- (3) 印刷物で会社概要等があれば様式2に添付する（通しページは不要です。）。
- (4) 各様式については、概ねの様式の体裁となっていれば、応募者がワード、エクセル等を使っての作成を可とする。
- (5) 提出書類は返却しません。

## 12 応募書類の提出

- (1) 提出期限  
令和6年11月1日（金）午後5時まで
- (2) 提出方法  
**必ず来庁日時の事前連絡・確認を行った上で、応募書類一式を揃え、担当宛て持参してください。**
- (3) 質問について  
業務内容、提出書類等についての質問は、令和6年10月1日（火）から10月10日（木）の間、メールにて受け付けます。回答は10月21日（月）以降にホームページに掲載します。  
【メールアドレス】  
gakushushien-propo@city.ota.tokyo.jp
- (4) 辞退について  
応募を辞退される場合は辞退届（様式14）により提出すること。

## 13 プレゼンテーション

令和6年12月20日（金）午後15時30分～16時30分にプレゼンテーションを実施する。時間は1者につき25分程度（プレゼンテーション15分、ヒアリング10分）とし、時間、会場等は決定次第、別途通知する。

## 14 その他

- (1) 応募に係る一切の費用は業者の負担とする。
- (2) 最終的な契約金額については、選定した事業者との協議の上取り決める。
- (3) 議会において予算が否決された場合は、本事業は実施しない。

### 担当(提出先)

大田区福祉部蒲田生活福祉課  
自立支援促進担当 鈴木、橋爪  
大田区蒲田本町二丁目1番1号  
蒲田地域庁舎1階  
電 話 03-6715-7015  
F A X 03-5713-1113